

結核予防費補助金交付要綱

(通則)

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づく結核予防費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、結核予防事業のうち、法第58条の3に規定する費用の支弁事業とする。

(補助金の算出方法)

第3 補助金の交付額は、次に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 別表の基準額欄に定める額
- (2) 別表の対象経費欄に定める経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(交付の条件)

第4 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5 この補助金の交付の申請及び実績報告は、結核定期健康診断費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

附 則（平成13年10月4日付け薬発第205号）

この要綱は、平成13年10月4日から施行し、補助事業者が平成13年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成14年9月26日付け薬発第200号）

この要綱は、平成14年9月26日から施行し、補助事業者が平成14年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成15年10月30日付け薬第2124号）

この要綱は、平成15年10月30日から施行し、補助事業者が平成15年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成１６年１０月２５日付け薬第１４８２号）

この要綱は、平成１６年１０月２５日から施行し、補助事業者が平成１６年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成１７年９月１２日付け薬第２１６１号）

この要綱は、平成１７年９月１２日から施行し、補助事業者が平成１７年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２０年１月４日付け薬第１４８３号）

この要綱は、平成２０年１月４日から施行し、補助事業者が平成１９年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２０年１２月２８日付け薬第１４３１号）

この要綱は、平成２０年１２月２８日から施行し、補助事業者が平成２０年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２２年３月１９日付け薬第１７８５号）

この要綱は、平成２２年３月１９日から施行し、補助事業者が平成２１年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２３年３月１６日付け薬第１７５２号）

この要綱は、平成２３年３月１６日から施行し、補助事業者が平成２２年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２４年１１月１９日付け薬第１２７７号）

この要綱は、平成２４年１１月１９日から施行し、補助事業者が平成２４年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２７年２月１３日付け薬第１７３０号）

この要綱は、平成２７年２月１３日から施行し、補助事業者が平成２６年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（平成２８年１０月１７日付け薬第１０１７号）

この要綱は、平成２８年１０月１７日から施行し、補助事業者が平成２８年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（令和３年１０月２０日付け感第４６６号）

この要綱は、令和３年１０月２０日から施行し、補助事業者が令和３年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（令和４年９月１５日付け感第４６８号）

この要綱は、令和４年９月１５日から施行し、補助事業者が令和４年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（令和５年１１月３０日付け感第５９０号）

この要綱は、令和５年１１月３０日から施行し、補助事業者が令和５年度に実施する補助事業から適用する。

附 則（令和７年１０月２４日付け薬第１０２３号）

この要綱は、令和７年１０月２４日から施行し、補助事業者が令和７年度に実施する補助事業から適用する。

別 表

基 準 額	次に掲げる額の合計額 (1) <u>506円</u>×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 ただし、やむを得ない事情により、精密検査ではなく直接撮影を受けた者についても、この延べ数に加えることとする。 (2) <u>8020円</u>×医療機関で精密検査（事後処置としての精密検査を含む。）を受けた者の延べ数。
----------------------	---

対 象 経 費	法第53条の2第1項の規定による定期の健康診断のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
----------------------------	---